

# 幼児教育の無償化 2019年10月からスタート

## 利用料（保育料）

基本的な利用者負担額は無償

- ・満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- ・上記利用料とは別に保護者の同意を得た上で徴収可能な費用、通園送迎費、食材料費などは、これまで通り保護者の負担。

ただし、年収が360万円未満相当世帯の子供、全ての世帯の第3子以降の子供は副食（おかず・おやつ等）の費用が免除。

## 預かり保育

月額1万1,300円まで無償

- ・共働き世帯の子供など保育の必要※な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動。（450円×利用日数）

※「保育の必要性の認定」の要件については、就労の場合は両親それぞれの就労1か月64時間以上等（保育所入所基準と同じ）です。

（算定のイメージ）

| 利用料    | 利用日数 | 上限額    | 無償化対象  | 実質負担額 |
|--------|------|--------|--------|-------|
| 4,000円 | 10日  | 4,500円 | 4,000円 | 0円    |
| 9,500円 | 20日  | 9,000円 | 9,000円 | 500円  |

※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。

基本的な利用料について、既に幼稚園を利用されている方は新たな手続きは不要ですが、**「預かり保育」の無償化**の対象となるには、**「保育の必要性」**の認定のための**「申請書」の提出が必要**です。

園から配布されます認定申請書に必要事項を記入の上、幼稚園へご提出ください。

（問合せ先）

鳥栖市健康福祉みらい部こども育成課

TEL : 0942-85-3552

MAIL : kodomo@city.tosu.lg.jp